

神崎市立西郷小学校いじめ防止対策委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号）第22条に基づき神崎市立西郷小学校に「いじめ防止対策委員会」を置くこととし、設置に必要な事項を定めるものとする。

（役割）

第2条 いじめ防止対策委員会は、以下の事項について協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。

- （1）いじめ防止対策等に関すること。
- （2）いじめの解消や再発防止等に関すること。

（委員会の構成及び委嘱）

第3条 委員は、教職員の他、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成する。当該学校の教職員以外の委員（以下「外部委員」という。）は、当該学校の校長が委嘱する。

（拡大委員会）

第4条 いじめの内容等により、前条の構成に専門家を加えた委員会を開催することができる。

- 2 前項の専門家として必要であると認められる場合は、学校教育課と協議の上、臨時的に弁護士、警察官等を委員として委嘱することができる。

（外部委員の任期）

第5条 外部委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 外部委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条で臨時的に任用した外部委員の任期については、校長が別に定める。

（委員長）

第6条 委員長は、委員のうち外部委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、いじめ防止対策委員会を代表し、会務を総理する。

（秘密の保持）

第7条 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密事項に関し、これを漏らしてはならない。

（会議）

第8条 委員長は、必要に応じていじめ防止対策委員会の委員の招集を行う。

- 2 会議はその内容から鑑み、非公開とする。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、本校に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止対策委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

役員名	氏名	備考
委員	喜 多 敬 子	学校評議員
〃	菱 岡 智 美	P T A会長
〃	中 山 麻 衣 子	スクールカウンセラー
〃	田 中 裕 子	校長
〃	井 上 泰 彦	教頭